

消費生活
の豆知識

その15

知らない業者から昔の「配置薬」の代金を請求された

生活情報センター（アトレ6階）

休館日＝火曜日

☎226-7066

事例

○死亡した父親が契約した、配置薬について、業務を引き継いだという会社の社員が訪ねてきた。事業者からは8年間訪問がなく、薬箱の中身は空であったが、薬代として15万円を請求された。

配置薬とは、事業者が家庭に預けた薬のことです。定期的に訪問して使用した分の薬代を集金し、薬を補充するシステムになっています。

事業者と消費者の信頼の上に成り立つこの商法は長い歴史があり、今でも便利なサービスとして親しまれています。しかしその一方で、代金の請求に関して事例のようなトラブルも発生しています。

消費者へのアドバイス

① 契約していた事業者と違う事業者に請求されても、前の契約事業者から消費者あてに債権譲渡通知書が届いていなければ支払う必要は

ありません。「委任を受けた」と言われても、書面の通知がなければ効力は生じません。

② 薬を使わないのであれば、すぐに解約を申し出て引き取ってもらいましょう。配置薬を預かると保管義務が生じます。事業者が薬箱を回収しないまま訪問が途絶えてしまうと、使用期限が過ぎた薬や薬箱を持て余すことになります。

■消費者カレッジ

楽しく食べて、健康に！

食生活と健康。コレステロール・カルシウムと体のメカニズムなど。

講師：キューピー株式会社研究所農学博士・犬飼進さん

日時：7月23日（月）、午後1時30分～3時

対象：市内在住・在勤 定員：先着50人

申し込み：7月2日（月）、午後2時から電話で同センター（ファクス可）

☎225-1860

どうしよう？
と思ったら

市民相談案内

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事	広聴課 ☎224-5022
行政・法律・多重債務	
税金・年金	
不動産・登記	
建築・住宅修繕	
マンション管理	
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待	子育て支援課 ☎224-5821
ひとり親家庭	
教育全般	リベアラ ☎234-8333
いじめ直通電話	リベアラ ☎234-8336
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ	保健予防課 ☎227-5102
うつ・アルコール	
健康・不妊	健康づくり支援課 ☎224-8611
人権	さいたま地方法務局川越支局 ☎243-3824
在宅介護・高齢者虐待	高齢者いきがい課 ☎224-5809
障害者	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
消費生活	生活情報センター ☎226-7476
結婚・内職・交通事故	市民相談室分室 ☎226-0058
仕事の悩み・就職活動	雇用支援課 ☎224-6191
外国籍市民	文化振興課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

消費生活相談

生活情報センター ☎226-7476

訪問販売、架空・不当請求、多重債務など事業者との契約トラブルについて、消費者の立場から相談できます。電話相談も受け付けています。

■生活情報センター（アトレ6階）

日程…月・水・木・金曜日 時間…午前10時30分～正午▶午後1時～4時30分 問い合わせ…☎226-7476

■市民相談室分室（戸田本川越ビル4階）

日程…火曜日 時間…午前10時～正午▶午後1時～3時30分 問い合わせ…☎226-0058

